

崇仁地区の新しいまちづくり

—その前夜 祭囃子に引き寄せられて—

竹口 等¹⁾

はじめに

京都の表玄関J R京都駅の東側に、京都府下最大規模の被差別部落「崇仁地区」がある。都心部の面積約256,000㎡の地区に、かつて人口が10,000人を越えていたが、1970（昭和45）年には人口約6,300人（世帯数約2,200）と半減し、1995（平成7）年には約2,700人（世帯数約1,300）に激減した。人口の激減は労働人口に著しく、その結果、「少子高齢化」がハイピッチで進んでいる。都市計画上の商業・近隣商業地区に指定され、以前は皮革・靴・食料品等の商店や飲食店、旅館・簡易宿泊施設で賑わっていたが、最近では数少なくなり、地区内には空き地が目立ち始めている。変貌の主たる要因は、住宅地区改良事業（住環境整備）の大幅な遅れにあると指摘されている。

京都市内の被差別部落の住環境整備はおおむね完了しているのに、崇仁地区では進捗率が55%に留まっている。一方、早い時期に建設された改良住宅は老朽・狭隘化している。改良住宅の画一性や建設が進まないことによって、地区外への人口流出に歯止めがかからず、また人口減は商店等の衰退に拍車をかけるといった悪循環となって、地区の活力が喪失している。

この現状を打破しようと、地元の各団体が一本化して「崇仁まちづくり推進委員会」が1996（平成8）年に結成された。同委員会は、住民との意見交換やワークショップを積極的に開催し、1999（平成11）年には住民自身の手による「まちづくり計画」を策定するに至った。その取り組みを牽引し、支えているものの一つに「崇仁の祭り復元」がある。崇仁地区では、天保10（1839）年に2基の鉦と5基のだんじりが

新日吉神宮の神幸祭（5月）で巡行したといわれるが、1960年代には途絶えるようになった。地元では1998（平成10）年に復元実行委員会を結成して、2月から住民が仕事の合間にボランティアで復元作業を行い、同年4月に「船鉦」（高さ4・7尺、幅2・5尺、長さ3・3尺）、7月に「曳山」も各1基完成させた。この鉦は、大人や子どもに引かれて、祭りには地区内を巡幸する。また、前夜祭には、模擬店開催場所の地区施設に展示もされ、まちづくりのシンボルとなっている。

この鉦の復元に先立ち「御囃子会」が復活された。1993（平成5）年から太鼓・笛・鉦の修復が始まり、音色・リズム・音階等は関係者の記憶を頼りに、1年がかりで蘇った。このお囃子は今、子どもに引き継がれ、「船鉦」で演奏される。それは、祭りで帰郷する多くの人々に、「地区の絆」を呼び起こすかのように響きわたる。まちづくりは、これからの正念場である。祭り復元に携わる人々を調査し、祭りがまちの再生に果たす意味や影響等についても考察したい。

本稿では、地区の現状と改良事業の停滞、その中で新しいまちづくりの前夜となる「柳原銀行復元」、「舟券売り場設置反対運動」、そして崇仁地区の祭囃子が復活するに至った経過をまとめる。

1. 崇仁地区の概要

崇仁地区は、京都の表玄関であるJ R京都駅の東側に位置する京都市はもとより全国的にも最大級規模の被差別部落である。J R京都駅（近鉄京都駅）や京阪七条駅に近く、交通の便が大変良いところに立地する同地区は、東西南北を鴨川、高倉通り、八条通り、七条通りに囲

1) 京都文教大学人間学部臨床心理学科・専任講師

まれ、面積は約256,000m²、甲子園球場の6倍強の広さにも及ぶ、都市・都心型の被差別部落である。幹線道路である河原町通りと塩小路通りが、またJR東海道線・奈良線、新幹線が地区内を横断する。都市計画上では商業・近隣商業地区に指定されていて、住宅や商店、旅館、簡易宿泊施設等が集合する地区である。

かつては居住人口も多く、飲食店や被差別部落の伝統産業といわれた皮革、食肉業を営む商店もあり、その店に入出入りする人々、建設業（日雇い）の仕事をする人々で活気と賑わいがあった。地区にある小学校の児童の大半は被差別部落の児童であり、1970（昭和45）年には児童数616人がいた。実態調査で見ると、戦前の1938（昭和13）年には人口8,961人（世帯数1,991）、戦後の1953（昭和28）年でも6,312人、1970（昭和45）年には6,333人（世帯数2,200）が、ほぼ恒常的に生活していたといえる。

ところが、1977（昭和52）年には、人口が5,052人（世帯数1,905）に減少する。1970（昭和45）年から7年間で約1,300人（約300世帯）の減少となる。それ以降、1995（平成7）年には2,622人（世帯数1,286）にまで激減していく。18年間で約2,400人（約620世帯）の減少ということになる。1970（昭和45）年には600人以上いた小学校の児童は、2000（平成12）年度ついに100人を割った。1991（平成3）年の15歳未満人口比が6.3%となり、逆に65歳以上の人口比25.9%にも達した。子どもをもつ世帯の転出が著しく、その結果老人世帯が増えたという結果になったといわれている。当然小売店も減り、地区外に転出した後の空き地・空き家ばかりが目立ち、地区全体に活気がなく、さびれた町の様相になってなりつつある。

都心の人口減、人口流失傾向は一般的だが、同地区がある下京区と比較しても人口減はきわめて激しい。また、京都市内の被差別部落も人口減と高齢化が進んでいるが、崇仁地区はその中であって突出している。（京都市内の被差別部落における65歳以上人口比19.4%）その要因については、諸要素が指摘されているが、地区住民も市行政も認める主たる要因に住環境整

備事業（住宅地区改良事業）の遅れがある。^{*1}

2. まちづくり（住環境整備事業）の経過

（1）戦後の改良事業

被差別部落の住環境整備事業は、戦前の不良住宅地区改良法制定（1927、昭和2年制定）によって始まるが、その実施規模はわずかであった。本格的な実施は、昭和26年部落解放運動による「オール・ロマンス」差別糾弾闘争^{*2}を契機として、京都市が部落問題の解決に積極的に取り組む姿勢を示し、被差別部落の住環境を中心とした劣悪な生活実態を改善するため、「改良住宅」を建設したことからはじまる。雑誌「オール・ロマンス」に掲載された差別小説「特殊部落」の舞台となったのは、この崇仁地区である。

戦後の被差別部落に対する住環境整備事業は、大きく次の3期に分けることができる。

第1期は、1952（昭和27）年度から1960（昭和35）年に住宅地区改良法（新法）が制定されるまでの期間である。不良住宅地区改良法（旧法）は戦後も継続していたが、京都市は同法の不備を理由に、政府の認可を得たうえで、低額所得者のための第二種公営住宅の建設予算の中に、不良住宅地区改良事業のための予算の特別枠を設定した。そして、不良住宅を除去した後、「改良住宅」を建設するという手法をもちいて実施されるものである。この期間に約190戸（うち崇仁地区84戸）の改良住宅が、京都市内の一部被差別部落に建設されたが、焼け石に水ともいふべき戸数であった。

第2期は、住宅地区改良法が制定された1960（昭和35）年から同対策事業特別措置法（以下、同対法という）が制定される1969（昭和44）年までの期間である。「オール・ロマンス」差別糾弾闘争以後、差別行政反対闘争が全国的に広がり、各地方自治体は、部落問題の解決を目的とする「同和」対策事業、とりわけ改良事業に着手していった。中央政府に対しても、部落問題の解決を促進する国策樹立請願運動が、地方自治体をも巻き込み、展開されることになる。その過程で、旧不良住宅地区改良法の財源的、法的限界が改めて浮きぼりとなり、

関西10都市連絡協議会による陳情運動、内閣の同和問題閣僚懇談会の設置、建設省に設けられた不良住宅地区改良事業審議会の答申等を経て、昭和35年住宅地区改良法が新法として制定された。

住宅地区改良法の制定によって、全国の改良事業は、大幅に促進されることとなった。京都市では、住宅地区改良法を一般スラム対策としてではなく、もっぱら被差別部落の環境改善と部落民の生活向上のための社会福祉政策としてのみ実施したのである。この期間に京都市に建設された改良住宅戸数は、約960戸（うち崇仁地区317戸）となった。

第3期は、同対法制定以降から現在までである。部落解放同盟を中心とする運動の中で、内閣同和对策審議会「答申」を経て、1969（昭和44）年同和对策事業特別措置法（以下「同対法」）が制定された。同対法は、先の住宅地区改良法の法的、財源的不足に対しても、大幅な国庫補助と財政的優遇措置を講じることになったため、改良住宅建設は飛躍的に促進されることになった。京都市は、平成7年度までに約1300戸（うち崇仁地区613戸）の改良住宅を建設した。³

崇仁地区における613戸のうち430戸は、1981（昭和56）年までに建設されたものであるが、それ以降平成7年までの14年間では183戸しか建設されていない。現在、京都市内の被差別部落では改良住宅の建設がほぼ完了し、建て替え時期に入っている。一方、崇仁地区の改良住宅建設の進捗率は55%でしかなく、841戸の建設計画残戸数がある。そのため、当初に建設された改良住宅の建て替えも難しい。結婚して、世帯分離するにも、住宅がない。小さかった子どもも大きくなり、部屋が手狭になってきている世帯も多い。京都市に家屋を売却しても、入居する住宅がない等の問題が山積している。このような現状が、崇仁地区の人口減、人口流出を生んでいるとされているのである。

（2）住環境整備の手法となった「改良事業」

ところで、一般的に公的住宅といえば「公営住宅」と考えられがちだが、被差別部落の住環

境整備に用いられた「改良住宅」について、少し触れておきたい。

公営住宅と改良住宅の違いを端的に言えば、公営住宅は公営住宅法に基づき、住宅を所有しない低額所得者に対して、公募によって供給する目的で建設された住宅である。これに対し、改良事業は住宅地区改良法に基づいて、地区内の家屋等を低価格（差別等によって、不動産市場から除外されているため、路線価が相当低価格になっている）で半強制的に買収し、次にそれら住宅を除却（地区クリアランス）する。そして、これによって住宅を失った生活困窮者に対して、かわりの住宅を与えるために建設された建替住宅、これが改良住宅である。

都会の「暗い谷間」と呼ばれる不良住宅が密集する地区においては、自力で住宅を建て替え、改良する資力もなく、火災発生の可能性が多いうえ、火災が発生すると、消火活動も十分には行われず、地区全体が、甚大な被害を被ることになりかねない。また、給排水の設備や便所の不備なものが多いうえ、日照や風通しも悪く、居住者は健康を害し、さらに各種の伝染病が集団的に発生する危険性も高い。このような保安・衛生上の害悪は、単に地区内にとどまらず直接間接に周囲の地区にも著しい悪影響を与える。

住宅地区改良法は、このような不良住宅が密集して、保安上、災害防止上、衛生上いろいろな悪影響を与えている地区において、不良住宅をすべて取り壊し、その居住者のために改良住宅を建設することを狙いとしている。その場合、日本の木造スラムの特殊性から、住宅の修理や道路拡張などだけの事業や、不良住宅をすべて取り壊した跡地についても単に改良住宅を建設するだけにとどめず、必要に応じて地区内の土地を整備して、住宅、道路、公園、集会所などの用地にする等、保安上、衛生上その劣悪な原因を除去し、総合的に健全な住宅地区に改良することになっている。そのことによって、その環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むことのできる住宅を集団的に建設することを目的としている。

被差別部落は、不良、老朽、密集、過密住宅を特徴としていることから、被差別部落の住環境整備事業には、主として住宅地区改良法を適用して、上記のような経過で進められてきた。従って、除却後の入居希望があれば、入居資格があり、公営住宅のように公募入居ではない。また、公営住宅のように所得制限もない。

このように改良住宅は、単に新たな住宅を提供するというのみにとどまらず、地区全体の生活改善という目標をもって建設された住宅といえる。

(3) 崇仁地区の住環境整備事業の遅れ

崇仁地区の住環境整備事業が遅れた要因については、まず第1に他の被差別部落と違って、崇仁地区には小売り、飲食店、旅館などが多く、商業地区的要素が強くあった点にある。つまり、土地家屋の買収にあたって、営業補償や改良住宅以外に新たな店舗を提供することが必要になることなど、買収がスムーズにいきにくい要因が存在していた。商業を営む住民には、鉄筋のアパートに付属した店舗への入居に対する抵抗が強く、そうかといって地区外に移転して新たに営業を始めるだけの資金も展望も持ち得なかった。さらに、駅に隣接しながら、地価が相当低額であったことも、不動産所有者の売却意欲を後退させていた。

第2は、地区には諸団体が存在し、対立していたうえ、それらに対して行政が主体性のない対応をしていた点である。地区には、社会福祉協議会・少年補導委員会等の24団体が加盟する自治連合会がある。自治連合会が推薦して、地区出身市議会議員を輩出したこともある。一方地区には、全国水平社旗下の支部があり、戦後は部落解放同盟（通称「解放同盟」）と改称した運動体の支部がある。部落解放同盟から、1965（昭和40）年今日の全国部落解放運動連合会（通称「全解連」、共産党系）が分裂していくが、その支部もある。その後、1973年には解放同盟京都府連に第二の組織問題が発生し、地区には事実上2つの解放同盟支部が存在することになった。また、自民党系の全国自由同和会も

あり、これら諸団体の全国的な対立や主張の違いは、住環境整備の進め方にも反映するという状態になっていた。

たとえば、同和对策事業の対象となる住民について、解放同盟は地区に居住する被差別部落民に限定すること（いわゆる「属地属人」主義）が、事業の歴史的社会的性質に合致するとしたのに対し、全解連は反対の立場をとった。これは、改良住宅の入居対象者に対して、被差別部落民以外も認めよとの全解連の主張となった。解放同盟は、スラム化反対の立場から、改良住宅への入居のみを目的として、地区内に急遽流入してきたバラック住宅居住者の入居に反対し、公営住宅への斡旋をせよとの主張となって対立した。

また、1960年代までにJR東海道線以南の通称「南部」の住環境整備事業がおおむね終わり、事業の重点が今度は「北部」へ移行していくことになるが、その事業計画を巡っても対立があった。崇仁地区北部の住環境整備事業については、1972（昭和48）年「崇仁地区北部改良パイロットプラン」、1976（昭和51）年「崇仁地区まちづくり計画基本構想（骨子）」（1978年に「崇仁整備基本計画（案）」となる）、1982（昭和57）年「京都駅前東北地区市街地整備基本計画」という3つの計画が京都市によって作られる。これらの計画構想は、端的に言えば地区の全面改良か一部保存かという地元団体の意見対立の中で、計画が左右に修正されたものとなった。結局これら計画は、実施されることなく、1980（昭和55）年以降の住環境整備事業は、上記建設戸数が示すように停滞していったのである。

1978（昭和53）年には、京都市が改良住宅の家賃を一挙に4倍以上も値上げすることを通告したことに対して、地区でも「家賃値上げ反対同盟」が結成され、法務局への供託運動が展開され続ける。

市行政は、このような状況にあって、住環境整備事業の停滞を「地元の意見調整の困難さ」に起因するとして、事業計画推進を事実上サボタージュしていくことになる。この間、1988

(昭和63)年には、地区周辺にある駅前区域の地上げを目的とした民間団体が、崇仁地区の名を名乗って暗躍する事態も引き起こされた。さらに、1983(昭和58)年1月には住環境整備事業推進の最高責任者である京都市住宅局改良事業室長が、地区内不動産の買収に当たって、不正な架空補償や売買を装い、組織的に同和予算を詐取し、地元団体対策経費(裏金)を捻出していたという事件も発覚した。同種の不祥事件は、1986(昭和61)年4月に再発覚するなど、これらの公金詐取事件には崇仁地区の改良事業が絡んでいた。⁴

そのような中で、崇仁地区の人口減と高齢化は一層進み、いつの間にかフェンスで囲まれた更地が、虫食い状態のように点在し、京都の玄関口とは思えぬ殺風景なマチとなっていったのである。

3. 新しいまちづくりの前夜(2つの契機)

(1) 柳原銀行の保存運動・「崇仁地区の文化遺産を守る会」の結成

崇仁地区の住環境整備事業と関連して、崇仁地区のほぼ中心を南北に縦断する河原町通(国道24号線)の拡幅計画がある。河原町通は、塩小路通と八条通の間が極端に狭くなっている。京都の南北交通は、JRと交差しているため、どうしてもこの間の道路を拡幅したいという計画は、相当以前からあった。聞くところによれば、青函トンネル計画・実施期間の記録を越すほど長期にわたっているとのことである。それほど、この拡幅事業は、進展しなかった。

それは、第1に、拡幅によって崇仁地区が東西に分断され、住民の生活環境がきわめて阻害される結果を招くため、住民との話し合いが難航した点にある。第2は、この拡幅によって、地区内を蛇行する高瀬川の流路変更が必要となるが、新流路計画やその用地確保など、改良事業計画と関連して解決しなければならない問題が山積みされていた点にある。

ところで、この拡幅計画の一角(河原町通りと塩小路通りが交差する南西角)に、古ぼけた木造の洋風館があった。現在、崇仁隣保館敷地内に解体・移築・復元された「柳原銀行」

(「柳原銀行記念資料館」)である。この「柳原銀行」は、1899(明治32)年に、柳原町(現崇仁地区)の町長であった明石民蔵ら地元有志11人によって設立された合資会社で、同和地区内に認可、設立された唯一の銀行である。大正期には山城銀行と改称し、地元産業の振興、教育の向上に多大の貢献をしたが、金融恐慌の影響を受け、1927(昭和2)年に閉店した。その後、建物は、岩田五郎商店や借家として平成6年まで使用されていた。⁵

この旧「柳原銀行」は、1986(昭和61)年京都市に河原町通拡幅のために買収されたが、当初は取り壊されることになっていた。ところが、河原町拡幅計画がようやく懸案事項をクリアして、実施計画段階に入った1989(平成2)年4月、この「柳原銀行」を保存するシンポジウムが、地区隣保館において開かれた。当時の地区内取り組みとしては、住民約250人が参加するという大規模なものとなり、そこで保存運動を展開することが決議された。⁶

このシンポジウムがきっかけとなって、1991(平成3)年の「崇仁地区の文化遺産を守る会」(以下「守る会」)が結成されることになった。地区には元々八ヶ寺の真宗寺院があったが、明寿寺は明治初年にすでに廃寺となり、浄楽寺も1919(大正4)年に東海道線拡張工事のため地区内移転をしていた。そして、正覚寺・西方寺の二ヶ寺も、1992年度中に他の地域へ移転することが日程に上ったことをきっかけにして、寺院調査を実施して、地区住民の生活や文化を守っていこうという動きが地区で起こり始めていた。これら運動が合流する形で、この「守る会」となったのである。

この会は、「崇仁地区の文化、歴史を掘り起こし、守り、育て、それらを崇仁の住民、京都市民の前に明らかにし、新しいまちづくりに寄与すること」を目的として、柳原銀行の保存をはじめ、崇仁の伝統行事の復興等、8事業を実施していくことが確認される。この会には、崇仁自治連合会役員、部落解放同盟と全解連の各支部に所属する人々も参加することになった。後に「崇仁まちづくり推進委員会」の事務局長

となる野々口正吾氏、同事務局次長の山内政夫氏も、当初からこの会に参加した。

柳原銀行は、1989（平成元）年調査で、設計密度の高い明治後期の洋風木造建築であることが判明し、1994（平成6）年京都市登録有形文化財に指定されることになった。そして、上記地に平成9年移転・完成となっていくのである。⁷

柳原銀行保存運動と「守る会」は、崇仁地区の新しいまちづくり運動の前夜ともいえる出来事といえる。柳原銀行は、まちづくりの一つのシンボルとして復元後の姿を保っているが、柳原銀行保存運動と「守る会」は、寂れゆく自分達のまちを日々目の前にして、単に無くなっていくものを無くしたくない、忘れたくないという運動だけではなかった。もちろん文化遺産そのものには、何物にも代え難い歴史的価値がある。だが、文化遺産保存には、それに結集し、参加する人々自身の今日的意味が重なり、共有し合わなければ、運動という形にはなりにくい。そこには、過去への関わりを通して、現在の生活や明日への希望が重ねあわされているから、運動になるといえるのである。

他の被差別部落にも同じように多くの有形文化財があったにちがいないが、住環境整備事業のなかで、ほとんど取り壊されていった。差別の結果、劣悪な生活環境を強いられていた被差別部落を改善すること自体が急務であり、地区の文化遺産を保存することよりもまず先に、住宅地区改良事業があった。それが、被差別部落の要望であったし、当然のことでもあった。もし、崇仁地区も他地区と同様に事業がスムーズに進行していたら、住環境整備計画や事業実施におわれて、文化遺産保存まで手が回らなかったかもしれない。その意味で、皮肉にも住環境整備事業の遅れが、保存運動を産んだともいえる。

柳原銀行「保存運動」や「守る会」に参加した人々が共有した今日的意味とは、何であったのか。「柳原銀行」保存シンポジウムで、解放同盟支部書記長の山内は「建物が保存されたとしても、それだけでは仏をつくって魂が入っていないということでもあります。ただ柳原銀行を設立した

人々も偉大ですが、それと同じくらい保存運動に取り組んだ人々も偉大であったといわれるようにしたい。」をアピールした。⁸

柳原銀行の設立者である明石民蔵は、「町行政事務に従事して」いたが、「後に、企業経営に転じその才能を発揮したが、これは産業を育成し、町の経済力を高めることで、部落の解放をなしとげようとの強い思いからでもあった。」「こうして設立された柳原銀行は、町内の人々の事業経営や町行政の運営に、資金面から大きな貢献をした」が、その後、部落産業は伸び悩み、結局消滅する。その歴史は、「部落改善運動が差別という巨大な壁の前に破れ、世間の冷たさを思い知らされた歴史でもあった。そしてこのことに気付いた若い人々の中から水平社運動が生まれてくるのである。」⁹山内は、柳原銀行という建物よりも、設立者である明石の生き方に、自らの姿と新しい地区の運動を重ねたのである。それは、「守る会」もまた、保存だけではなく「新しいまちづくりに寄与すること」を目的としていた点に引き継がれた。

また「守る会」に参加した全解連支部の現書記長野々口は、「『崇仁学区を変えていくのは住民全体で、変えていくのだ』を基本として、・・・学区の中にはいろいろで考え方の違う人々が住んでいます、・・・各団体の思いを乗り越えて『私たちの地域は私たちの手で守り育てていく』事を合言葉としてまちづくり活動を進めてきた。」と語る。¹⁰

柳原銀行は破産したが、自分たちの町は、自分たち自身の力で良くしたいという明石らの設立趣旨に、崇仁地区の住環境整備事業推進を願う人々が、団体の違いを超えて共鳴していったのである。そして、そこに、まちづくり推進運動におけるシンボルとしての柳原銀行の意味があるといっても過言ではない。

（2）競艇場舟券売り場設置反対

「守る会」設立から2年後の1993（平成5）年9月、崇仁地区にひとつの問題が起こった。それは、崇仁自治連合会の役員会において、自治連合会会長から「競艇場舟券売り場設置につい

て」という議案が出されたことに始まる。会長は、「舟券売場」が崇仁地区に隣接する河原町七条東南角に地上5階建の建物で建設されるということ、さらにモーターボート競走の開催日は月間20日程度で、レースは午前11時から午後5時ごろまで開かれ、その予想来場者数は1日平均1500人から2000人程度と推定されること、また開催にあたっては地元警察署と事前に治安・防犯・場内外の非常体制、暴力団対策等についてきめ細かく協議する等の報告を行い、それが議案となった。これに対して、様々な意見が出されたが、最終的には、各種団体に持ち帰り、それぞれの団体で賛成か反対の結論を出し、再度持ち寄ることとされた。

この舟券売場設置に反対して立ち上がったのが、当時崇仁小学校PTA会長の菱田不二三氏であった。部落解放同盟の組織問題以降七条支部は二つになったが、菱田は一方の書記長であり、また改良住宅家賃値上げ反対同盟の活動家でもあった。菱田らの組織は、改良住宅の家賃値上げが、同和対策事業の打ち切りでもあるとして運動を展開していた。また、教育問題についても非常に積極的に、菱田らは地区の保育所や学校の役員を務めていた。

菱田を中心として、保育所の育成会（保護者会）、小・中学校PTAは、いち早く反対決議をし、地区内で設置反対を訴えるビラを配布して、世論や自治連合会傘下の各団体への働きかけを強めた。

彼らの主張は、次の4点にあった。①舟券売場に治安・防犯・暴力団対策をする必要があるという現実こそが、教育環境破壊である。②認可ギャンブルとはいえ、年間を通じてギャンブルに興じる大人の姿に子どもが接すること自体、子どもの教育・成長に悪影響を及ぼす。③舟券売場設置計画は、他地区ですでに反対となり、それが急遽崇仁へ変更になったこと自体に差別的な意味がある。④地元への環境改善費として、毎年1500万円出されるという話だが、その代償で子どもの教育や崇仁の人々の生活を犠牲にできない。菱田は、設置反対の趣旨を端的に「目先の博打の寺銭に目がくらんで、子

どもを犠牲してはならない。」と語り、地区の人々に働きかけた。

その結果、11月に再度開催された自治連合会委員会では、出席した20団体中15団体が反対し、残りは保留、協議不可という結果となった。圧倒的多数で設置計画は否決されたのである。^{*11}

菱田らの組織は、住環境をはじめとする種々の要求獲得は、部落解放の手段であって、目的は部落民自身の社会的立場の自覚にあるということを信条としており、この舟券売り場反対運動では、「子どもを守る」ことを運動の中心においた。この運動は、寂れつつある地区にとって、雇用や商業上の経済効果から見れば、もしかすれば地区活性化の起爆剤になるかもしれないという思いを断ち切れさせ、文化遺産とは別の「子どもに対する思い」を軸に、地区の人々の共感と団結を産み出していったといえる。

菱田らは、翌1994（平成6）年3月に、PTA前会長であった前川正明氏らと、「崇仁教育連絡会」を結成する。この会は、地区の保育所から大学生までの子どもを持つ親の縦組織である。5月には自治連合会の構成団体として承認させ、さらに義務教育が隔週土曜日休校になるに際して、PTAと教育連絡会の役員で運営する「学習広場」を第4土曜日の午前中に開催して、児童の家庭教育を支援する活動をも開始していく。翌1995年7月には、崇仁小学校において、初の「校庭キャンプ」を開催するなど、子どもへの教育的活動を展開していくのである。

その点で、この舟券売場の設置案に対して、地区が一丸となって反対するという結論を、しかも短期間に出したという経験は、後のまちづくり推進への礎のひとつになったといえる。さらに、この舟券売場設置問題は、自治連合会会長の交代劇へと発展していった。2年後の1995（平成7）年6月30日、連合会会長選挙に2人が立候補し、そこで新会長に選ばれたのが、次に紹介する崇仁お離子会結成の核となり、後に「まちづくり推進委員会」設立発起人の一人で、その会長となる奥田正治氏であった。舟券売り場設置問題は、その点でも、新しいまちづくりの契機となる出来事であったとい

える。菱田もまた、「まちづくり推進委員会」事務局次長の一人となっていくのである。

4. 崇仁御囃子会結成

崇仁の祭り囃子は、鉦と同じ頃からあったのではないかと考えられるが、定かではない。新日吉神宮の御祭礼神事に、1839年（天保10年）地区から願い出たのが崇仁の祭りの始まりと方広寺関係文書にある。地区には、かつて山車（だんじり）が4基（夕顔・竹馬・巽・名称不詳）と2基の船鉦（西濱組・碓組）があったが、その1つ巽組の鉦飾り金具には、1883年（明治16年）の刻印があり、飾りを納めた籍には「元治元（1884）年」と記されている。鐘や太鼓には、昭和3年の刻印も入っている。

崇仁地区の祭りは、新日吉神宮の神幸祭と共に古くからあった。しかし、新日吉神宮の神幸祭は続いたが、崇仁地区のだんじり・鉦は、昭和39年以降、祭りに引かれなくなり、お囃子もそれと共に途絶えていた。

元々西濱組の祭り関係の道具一式は、地区の井上秋雄氏の父が保管し、その鉦は雀連寺（JR東海道線と竹田街道北東交差地）の倉庫に置かれてあった。彼が死んで、家族が改良住宅に入居するに際して、家にあったそれら道具は、改良住宅が手狭で、持ち込めないということで、京都市（後に「文化遺産の会」）に移管されることになったと伝えられている。

崇仁のお囃子は、1993（平成5）年に数名の人々が、かつての記憶を頼りに復活し、今日に至っている。その経過は、一部写真、テープに残っているが、具体的な記録はない。そこで、このお囃子復活に一貫して関わってきた奥田正治氏、藤本静信氏、藤本節子氏、丸矢勉氏、さらに地区の人への聞き取り調査を行った。聞き取りは、1999年12月に第1回を行い、その後2001年1月まで随時行った。今回は、1996年の新日吉祭でのデビューまでを取り上げ、新しいまちづくりが立ち上がるまでを紹介する。

（1）もう一度、祭囃子が聴きたい

お囃子が途絶えてから、地区では何度かもう一

度やろうという声があったが、実現しなかった。それが、1993（平成5）年当時まだ崇仁自治連合会副会長であり、体育振興会（以下「体振」）会長であった奥田正治氏が、藤本静信氏らに呼びかけて、復活作業に取りかかったのである。これが、「崇仁御囃子会」の始まりである。

奥田と藤本は、小学校の同級生であったが、同じ地区に住みながら、中学卒業以来一度も会ったことがなかった。ただ、藤本の妻が学童保育所に勤めていたこともあって、93年春頃、彼が病気で身体的にも精神的にも弱っていることを奥田は聞いていた。そこで、久し振りに会おうということになって、思い出話に花が咲いたが、その時、藤本が以前お囃子の笛を吹いていたことが話題になった。「覚えているか、まだ吹けるか」というような会話をし、「お囃子を残せたらいいのになあ」という程度のことでその時は終わったという。もちろん、復活させようとは最初から考えていなかった。奥田から話を聞いた藤本は、大腸ガンの病み上がりだったので正直乗り気ではなく、「今更何言うてんのや」と聞き流していた。友達と久し振りに会ったときに、ふと出た話、これがお囃子復活のそもそものきっかけだったのである。

藤本が自治連合会の消防団に入り、ちよくちよく二人が会うようになって、笛の話がたまに出ても、藤本自身は以前吹いていた笛が残っていることさえ知らず、思い出以外の何ものでもなかった。ところが、藤本の笛は、お囃子も途絶えたので、死んだら棺桶に入れてあげようと、妻節子が大切に箆筥にしまってあることがわかった。祭り大好きの妻の方がこの話に乗る気度、夫の後押しをした。笛は見つかったが、鉦や太鼓はなく、楽器屋に尋ねたりしていたところ、隣保館の水谷副館長が、改良住宅のどこかの部屋で古い祭り道具を見たとの話を持ち出した。そこで、京都市と空き部屋調査をして、地区内改良住宅（27棟）の一室から、上記西濱組の祭り道具や鉦飾り一式が発見されたのである。それらは、埃がかかっていたが、箱にきちんとしまわれていた。この道具は、「守る会」と京都市に移管されることになる。また、碓組

の祭り道具一式は、隣保館倉庫に収納されていることが後に発見されたが、こちらは傷みが激しかった。

奥田と藤本は、道具が揃ったと言うことで、どうなるかわからんけれど、とにかくお囃子を一辺やろうということになった。奥田は、一緒にやったものの演奏が出来ない。演奏者は藤本一人。そこでテープに各々の楽器を使って録音しては、重ね録りすることになった。途絶えてから30年以上なるのに、やっぱり体が覚えているという感じで、なんとか記憶を頼りに、思い出しながらやり続けた。何か違うかなーという感じもしないではなかったが、以前と同じかどうかさえわからなかった。鉦は伊狩明夫氏が以前やっていたというので、呼びかけて手伝ってもらうことになった。この頃は、「お囃子を復活したい。それをテープに吹きこんで、町内の人に聞いてもらえたら、それでよい。テープに録音さえすれば、お囃子は残る。」ということだけしか考えなかったという。

一応、録音が夏前に終了し、お囃子の復活がなった。しかし、自信はなかったし、何か違うようにも感じられたので、専門家に指導をうけることになった。奥田が、祇園囃子をやっている岩戸山の島田正博という人を知っていて、録音テープを聴いてもらった。聞いてもらうと、やはり「おかし。音が飛んでいる。」と指摘された。この調べとこの調べの間には、何かが一カ所抜けていると言われたのである。藤本は家に帰ってから、指摘を受けた所を、毎日毎日、1ヶ月以上かかって、過去の記憶だけを頼りに、吹き続けたのである。それは藤本にしかできなかったし、藤本自身は、とにかくこの空白さえ埋めたら解放されるという一念でやると語る。この時は、さすがにお囃子好きの妻節子も、閉口して嫌になったという。

7月の祇園祭までとにかく完成し、再度島田氏に聞いてもらった。嬉しいことに、これによいと言われ、それが今日ある崇仁ダンジリオ囃子となった。この年の12月、体振の忘年会の席上、お囃子のテープが流された。参加者には、祭りの思い出が広がり、藤本は肩の荷が下

りたような安堵感、終わったという解放感で一杯になったという。

(2) 「崇仁御囃子会」のデビュー（第1回文化祭）

これで終わりであったはずだった。ところが、1994（平成6）年になって下京体振の歩こう会があり、崇仁が担当ということもあって、そのコースのひとつに柳原銀行を奥田が入れた。その当日、テントに囲まれた柳原銀行で、崇仁隣保館小川館長と「守る会」の山内とばったり会った。既に、鉦の飾り一式は「守る会」に移管していたこともあって、秋にその展示も兼ねて文化祭を出来ないかという話になった。会場準備の予算は行政で用意するので、お囃子も参加してほしいという依頼を受けた。もともとは「守る会」とは関係なく始まったお囃子であったが、この取り組みから繋がっていくことになった。

参加を約束したもののお囃子のメンバーが足りない。そこで、以前お囃子をしていた井上秋雄氏、駒井正海氏らに声をかけ、藤本、奥田、伊狩で初会合を9月頃にもった。笛を吹けるのは、藤本静信と駒井、後に加わった藤本忠の三名。太鼓は井上、鉦が伊狩であった。テープを聴いて、3、4回練習した。

もちろんこれでは、まだ人数が足りないので、少年補導委員会会長の上田謙治氏、さらに体振の役員である丸矢勉氏、前川正明氏、野々口正吾氏が呼び込まれていった。お囃子の道具は、奥田が「守る会」から借りてきた。鉦や太鼓には文化遺産のシールが貼ってあった。笛が二本、太鼓は大き目が2、小さ目が2台で計4、ただし使えるものは2つしかなく、後に張り替えることになる。鉦は6つあったが、どれも錆びていた。

新しいメンバーは、お囃子を聞いたことはあっても、演奏経験がない。そこで、奥田らと琵琶湖やあちこちにリクレーションに行ったり、催し物の下見にいたりした折りには、いつも車の中でお囃子のテープを聴かされることになる。時には、笛や太鼓をもって行って練習

したこともあるという。こんな様子だから、当時はお囃子の音が、耳から離れなくなり、うなされ状態に陥ったという。奥田自身も笛の練習をした。こうして、「崇仁お囃子会」が、名実ともに結成されることになったのである。

一方、テープでの聞き覚えをもとにした練習とは別に、藤本は、奥田から後継者を作るために、譜面がいると言われ、さらに1ヶ月以上かけて、笛と太鼓、鐘の譜面を作るようになった。譜面は奥田が考案した我流のものである。それは笛の絵を描いて、指で押える穴の部分を1、2、3、4、5、6という番号で示す。それに、1音ずつ、指を押さえるところの番号を黒く塗りつぶすという譜面だった。この時も毎日、こつこつ1音ずつの作業になったので、妻は大好きな笛もまたまた嫌になったという。太鼓は「トトトン、トトトン…」と、鐘は「チキチン、チキチン…」というように文字で書いた。そしてこの年の文化祭までに完成させることが出来たのである。¹²

最初のお囃子発表は、その年の1994（平成6）年11月、隣保館講堂で行われた「崇仁の祭り文化」というイベントでの演奏であった。この時の写真やビデオは残っている。のちに、このイベントが「第1回崇仁文化祭」となり、毎年秋の催しとして地区に根づいていくことになる。

このイベントを前にした練習では、太鼓のリズムもうまく合っていない。うまくいかないのが、太鼓と鉦の担当者を入れ替えたり、かけ声さえどこで出せばいいのか、曖昧な様子であった。うまく演奏できたに越したことはないが、それ以上にお囃子の音色を地区の人たちに聞いてほしいという思いが、このビデオから垣間見ることができる。¹³

当日、会場には、現存している鉦の屋根や柱、車輪の一部、飾り品の数々、祭りの古い写真パネル等が展示された。また、会場中央には簡易舞台が設営され、「ダンジリ御囃子演奏」と書かれている。そこに、御囃子会のメンバーが揃い、座っている。笛が藤本静信、駒井正海、藤本忠の3名。鉦が、前川正明、野々口正吾、伊狩明夫の3

名。太鼓が井上秋雄、トトトン（太鼓で簡単なりズムを取るのてこう呼んだ）が、上田謙治、丸矢勉、丸矢豊の4名。法被姿の10名が揃う。そして、奥田正治が司会役として登場する。これが「崇仁御囃子会」の初代メンバーである。奥田は、赤い模様の長襦袢を着て、帯紐のようなものでタスキ掛けし、ほんのり薄化粧、口紅をつけていた。船鉦が女性といわれていて、昔から女の姿で鉦に加わっていたので、これをまねての奥田の衣装であった。

会場には、地区の中学生たちや地区住民、行政関係者ら約100名が集まった。挨拶には、自治連合会長で「文化遺産を守る会」会長の奥田勝廣氏が、祭りの由来や鉦について紹介し、最後を次のような言葉で締めくくった。「鉦は、現在新しく復元しようとしたら1億数千万円かかる。古いものを使って修復しても6～7千万円かかるといわれる。こんなものを当時貧しい時代、生活の中で作り上げたことを誇りたい。祇園祭以外でこんな鉦を持っている地区は、他にない。祭りを学区民の懇親、前進、楽しく愉快なものにしていくために、今回の催しを意識改革の契機にして、先人に負けない心意気を養いたい。そして崇仁の飛躍にしたい。」と。奥田は、お囃子の復活を地区の新たな飛躍のバネにしたいと考えたのである。しかしまだ、その手だてではなかった。

何度かのお囃子演奏が終わり、その後展示見学が始まった。そして、地区の人々が後から来れば、演奏が繰り返された。お年寄りの中には、お囃子に合わせて踊り始める人もあった。最後に、長襦袢を着た奥田は、足の不自由なお年寄りのために、再度別の会場でも演奏会をすることを約束し、会は終わった。

病後の藤本静信は、息切れが激しかった。藤本には酸素吸入器も用意されていた。それでも、吹くことをためらわなかった。妻節子は感激して涙が出たという。発表が終わってから、地区内のスナック「絵馬木屋」で足洗をした。奥田は、嬉しかったのか、その家の仏壇から鈴（リン）を取り出し、それを鉦に見たてて鳴らしたという。これが「崇仁御囃子会」のデビューであった。

(3) 子どもに鉦を鳴らさせたい(御神幸祭と子供御輿)

文化祭が終わって、「これで終わったらあかん。続けていこう」という気持ちになったという。何よりも町内から良かった、続けてほしいという要望が後押しになった。さらに、12月民生委員会主催の老人クリスマス会が、第2福祉センターで行われる折りに、再演奏をすることになった。これが、その後も継続していくきっかけにもなった。井上にかわって、難しい方の太鼓を丸矢が苦心して引き継ぐことになった。

文化祭が終わって、子どもの参加を募ることを考えた。それは、もともと鉦は子どもが鳴らしていたし、祭りでの子どもの姿はとにかく可愛らしい。お囃子に子どもが参加したら、親も喜ぶからという単純な発想でしかなかった。とにかく、昔のような姿に復元したいという思いだけだったという。藤本節子は、夫がいつ倒れるかもしれないと案じていただけに、後継者として、子どもに伝えておきたいという願いが強かった。

奥田と相談して、1995(平成7)年4月頃に藤本節子は、学童保育所の子どもたちに声かけを始めた。親にも頼んだ。親からは、「ええことや」という返事もらっても、子どもの方はなかなか練習に来なかった。文化祭では見たけれど、「恥ずかしい」、「嫌や」といって、呼びかけてもなかなか子どもは集まらなかった。何とかして、親の説得が功を奏して、4月後半から、毎週火曜日、鉦の練習に来だした。そこで残ったのが、中村亮、上口太一、安田銀次、垣寄正人、山崎めぐみ、辻浦瞳の6名の子どもであった。初代子どもお囃子のメンバーである。1ヶ月もかからずに、子どもたちは鉦をマスターした。

5月の第2日曜日は、新日吉神宮の御神幸祭である。その前夜、河原町塩小路下に舞台を組んで、屋外でのお囃子演奏会をすることになった。子どももこれに参加した。これが子どものお囃子初デビューとなった。祭囃子が地区に鳴り響いた。崇仁地区で早くから部落解放運動に参加している高橋信子氏は、「嬉しかった。身

体が自然に踊り始める。孫にもやらせたい。」という気持ちになったという。この催しが、後に「崇仁の春祭」に発展していくのである。

御囃子会は、「下京ふれあい広場」、全解連七条支部の「夏祭り盆踊り大会」(翌年には解放同盟七条支部の「夏祭り」にも参加)などにも出演することになる。松井勇、福西弘ら崇仁地区総代が崇仁のお囃子復活の話を神社にしたところ、是非参加してほしいということになり、その年の夏、新日吉神宮境内で行われた「夏まつり」にも参加する。

その年の6月、御囃子会の核であった奥田正治氏が、崇仁自治連合会の新会長に就任する。同年11月には、新しく地区に完成した屋内体育館で、第2回「崇仁文化祭」が盛大に行われた。この時から、隣保館サークルや諸団体、児童生徒の作品展などが始まり、鉦の飾り等も展示された。御囃子会も出演した。この時の文化祭には、まだまちづくりの具体的な展望などはなかった。それでも、地区の諸団体やサークルなどが鉦・お囃子を囲むようにして、老人から子どもまで、いろいろな年代の人たちが一堂に会した意義は大きい。

鉦飾りを目の前にして、お囃子を聴くうちに、「崇仁の祭」復活の夢が関係者に膨らみ始めた。鉦が復元できたら申し分ないが、それに必要な費用のことを考えると、復元はまだ夢そのものでしかなかった。そこで、奥田は上田と相談して、「神輿」の購入を考え始めた。しかもこの時は、明確に「子供御輿」にしようと思っていたという。確かに予算は少なかった。しかし、体振の行事や少年補導の活動をつうじて、地区活動の要は子どもでなければならぬと二人は思っていた。また、お囃子に子どもが参加しはじめたことによって、地区の人々の間に共鳴感の広がりを感じ始めていた二人は、「子供御輿」で意見が一致した。子どもが集えば、親が集う、祖父母や家族が集まる、親戚が寄る。これが、奥田、上田の考えであった。上田は、御囃子会のメンバーというだけでなく、奥田新会長就任時に副会長にもなっていた。役職だけでなく、二人はよき相談相手として、そ

の後地区運営の二本柱となっていくのである。

藤本らも「町内が固まろうと思ったら、祭りごとしかない。鉾を復元したいけれど、まだ手がとどかへん。神輿のひとつでもあったらと思っていた。」という。奥田が神輿を作る人を探すことになり、人づてに職人を見つけ、注文することになった。その職人は、以前崇仁地区に住んでいたということで、ずいぶんと協力してもらい、大中小3基の子供御輿が1996(平成8)年5月の祭礼に間に合う形で出来上がった。祭りの前日、子供御輿は子供や親に引かれて、地区にお披露目された。

翌日の新日吉神宮御神幸祭には、お囃子の子どもたちが軽トラックに乗り、大人たちと一緒に祭りの行列に加わり、地区外にも巡幸した。お囃子の練習に参加する子どもたちも増えた。この祭りには、辻浦・山崎・安田にかわって、中村直仁、池田大樹、西山剛生、西和晃が入り、7人が参加した。鉾の復元はまだであったが、崇仁のお祭りのスタイルがひとつ出来上がったのである。

そして、翌月の1996(平成8)年6月19日、崇仁自治連合会、部落解放同盟と全解連の両支部、この3団体が調印して「崇仁まちづくり推進委員会」の発足となる。この組織が、行政や地区における新しい町づくり(地区整備事業)の窓口、推進の母体となったのである。これらの団体が一つに結束した組織ができたこと自体、京都市内の被差別部落では初めてであり、全国的にもまれではないかと思われる。こうして、停滞していた崇仁地区の住環境整備事業は、新しい局面を迎えることになったのである。

おわりに

崇仁地区の地区整備事業が停滞し、地区の生活が衰退していく様子やそのような現状の中から、新たにまちづくり推進の母体となる組織が誕生する直前までの経過を見てきた。人口激減と同和对策事業の終結に対する危機感の中にあつて、柳原銀行保存運動や「守る会」結成、競艇場舟券売り場反対運動は、地区の諸団体間

の関係に対立から共同への胎動を産みだしたといえる。しかし、それらの運動は、なお連合体としての新たな組織、機構を作り出すには至らなかった。組織やイデオロギーを越えて、「崇仁」としてのまとまりを自然体に、いかなれば各団体・組織の土台にある共通基盤としての「崇仁」をもう一度呼び覚ませたもの、それが祭囃子の復活であったと思われる。

松平は、「伝統性をつよく持つ都市の居住集団においても、かつての共同体的な結合力は、すでにかなり損なわれてしまっている。しかし、このような都市のなかで、住民たちが、新たな共同生活の原理を求めようとするときには、やはり、かつての共同体的な生活原理の記憶が、少なくとも、何らかの手がかりとして引き出されてくるに違いない。」「こうして、マチが新たに再構成されようとするとき、祭りは、過去のマチと、再生しようとするマチとの間の懸橋として、非常に大きな意味合いを持ってくる」(松平1980)と述べている。また、「町内への帰属意識を自ら認め合う相互認知の場が祭礼」であり、「人々は、祭礼の一時の賑いに共属の証を求め、町内結束のシンボルを見出そうとする。そこに生み出される相互の一体感が、地域の日常生活を支え続けるのである。」(松平1983)とも述べる。

崇仁地区においても、確にお囃子や祭りが地域社会で、このような役割を果たしたといえる。なかでも音楽には、民族音楽や反戦歌などにおいてそうであるように、身体に眠るアイデンティティーを蘇らせ、奮い立たせ、人々の心理的結合を促進する要素が強くあるかもしれない。その点で、祭囃子の復活は、御輿や鉾などのシンボル以上に、共属としての結合を呼び起こす効果を高めたといえる。

さらに、崇仁地区においては、その紐帯ともいべきものを強めたものに「子どもへの夢」がある。どこの地域においても子どもへの期待は大きい。しかし、被差別部落の場合、期待の意味が違う。それは、被差別部落問題の解決という観点から、子どもの成長や教育への期待が語られるからである。被差別部落の生活実態

は、崇仁地区を除いて、住環境では一定の改善が見られるが、就職や教育面では、時代や社会の変化に対応できず、なお相当の格差や制約のもとにある。¹⁴教育が労働力の質を規定し、進学実態が就労・職種等に影響する社会にあって、子どもの教育にける期待は、子どもと親という枠組みを越えて、被差別部落全体の課題ともなっているからである。

とりわけ崇仁地区では、子どもの減少が著しい。全国的に少子化傾向もあるとしても、何よりも大きな要因は、学齢期の子どもを持つ年齢層が地区から流失していることにある。そこにはすでに見てきた住宅問題があり、また部落問題という大きな壁がある。

奥田や上田は、祭囃子の復活に対して、地区をまとめる手段とする意図を当初持っていなかった。しかし、お囃子や祭の中心に「子ども」を置くことには、「人を集め、呼び戻したい」という明確な意識があった。柳原銀行や文化遺産という有形財を対象にした保存運動ではなく、活動の主人公として「子ども」を置くことによって、もっと現在と未来に対する運動としての可能性や能動的意味を持たせることになった。そして、そこにまた、PTAの菱田らとの共通意識と連帯が生まれた。

子どもを核にするという想いは、崇仁地区の再建だけではなく、部落問題の解決という地区の大きなエネルギーとなっていくのである。崇仁地区の祭囃子の復活は、子どもを中心に置く活動によって、過去のマチと今日のマチ、そして明日のマチへとつなぐ懸橋になったといえる。

さらに、お囃子と子供御輿の復活は、新しいまちづくり組織の誕生を引き寄せただけでなく、まちづくりの精神をも生み出していった。住宅地区整備事業の停滞を打開し、良好な住環境を早急に整備すること、これが新しく結成された崇仁まちづくり推進委員会の当面する目標となるが、ハード面としての住環境整備そのものを自己目的化することなく、地区の人々による、地区の人々のための、主体的なまちづくり活動が目的となっていたのである。それは、「まちづくりは人づく

り、みんなが主役のまちづくり」というメインスローガンに示されていった。

この「崇仁まちづくり推進委員会」の活動については、崇仁教育連絡会や船鉾の復元を含め、今後も調査し、レポートを続けていきたい。

〈注〉

- *1 京都市民生局同和对策室編集発行「京都市同和地区住民生活実態把握事業実施報告書」昭和48年度、52年年度、59年度、平成3年度、5年度、および平成7年度国勢調査結果
- *2 1951（昭和26）年、雑誌「オール・ロマンス」に「特殊部落」と題する差別小説が掲載された。部落解放同盟の前身であった部落解放全国委員会京都府委員会は、この小説の筆者や出版社に対する差別糾弾闘争を展開したが、小説に描かれた被差別部落の劣悪な生活実態こそが差別であり、それが差別観念を助長させていると位置づけた。そして、被差別部落の劣悪な生活実態は、行政の停滞によってもたらされていることを明らかにして、従来の個人糾弾闘争を「差別行政反対闘争」へと発展させる。戦後の同和行政・同和对策事業は、この闘争から始まるとされている。
- *3 京都市民生局同和对策室編集発行「京都市における同和行政の概要」（毎年度発行）
- *4 各紙新聞報道
- *5 京都市、柳原銀行記念資料館運営協議会「柳原銀行記念資料館開設特別展－柳原銀行と明石民蔵－」1997.11
- *6 山内政夫「柳原銀行保存運動からまちづくりへ－京都・崇仁地区のまちぐるみの取り組み」平成9年（部落解放連続講座）
- *7 京都市文化観光局「京都市の文化財－京都市指定・登録文化財第12集－」平成6年
- *8 注6と同じ
- *9 重光豊「柳原銀行」『人権学習誌・白色白光』第2号龍谷大学99年3月p16
- *10 野々口正吾「崇仁まちづくりの経過」同上p11～13
- *11 崇仁保育所「育成会ニュース」1993.10.20号、皆山中学校PTA「本部役員臨時ニュース」平成5.10.22号他
- *12 藤本静信所蔵
- *13 落合末人編集ビデオテープ「崇仁のお囃子と第1回文化祭」
- *14 竹口等「『同和』地区児童・生徒の学力実態とその学力規定要因研究が問いかけるもの」京都文教大学人間学部研究報告第2集1999

文献

建設省住宅局長稗田修監修

1960. 「住宅地区改良法の解説－スラムと都市の更新－」

崇仁地区の文化遺産を守る会編集

1994～7. 「崇仁地区寺院調査中間報告書」 I・II・III

磯村英一編著

1962. 「日本のスラム（その生態と分析）」誠信書房

塩見鮮一郎著

1984. 「都市社会と差別」れんが書房新社

井上俊他編集

1996. 現代社会学15「差別と共生の社会学」岩波書店

内田雄三著

「同和地区のまちづくり論」明石書店

部落解放・人権研究所編

1999. 「変容する部落－多様化の中の差別」解放出版社

松平誠

1980. 「祭りの社会学」講談社現代新書

松平誠

1983. 「祭りの文化」有斐閣選書